

# 議会だより



## 第63号の掲載内容

- 平成26年度決算の概要…… 2 P～ 3 P
- 第3回定例会の概要…… 4 P～ 5 P
- 一般質問…… 5 P～ 9 P
- 委員会の活動…… 9 P～ 10 P
- 議員研修会報告…… 10 P
- 第4回臨時会の概要…… 11 P
- 会議出席状況…… 11 P
- 議会の行事…… 12 P

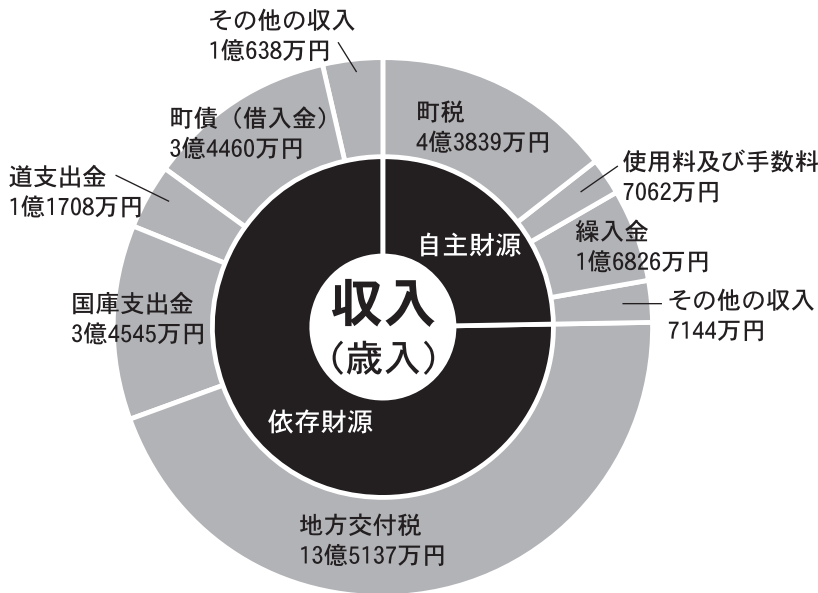
10月4日に第11回鹿部カップ近隣市町小学生U-12サッカー交流大会が山村広場多目的グラウンドで開催され鹿部ジュニアFCを含むサッカー少年団11チームが参加しました。

秋晴れの中、選手たちは一生懸命ボールを追いかけていました。

# 各会計決算

## すべての会計の

## 決算を認定



**一般会計 収入(歳入) 合計**  
30億1359万円

9月定例会は、9月9日に平成26年度決算が提案され、決算特別委員会に付託審査した結果、一般会計のほか3特別会計、1企業会計の全会計及び報告1件を認定すべきものと決定され、本会議において委員長報告がなされ満場一致で原案どおり認定されました。

一般会計の歳入は、30億1358万8773円。町税の総額は前年度対比4.1%増の4億3839万738円。うち町民税は前年度対比13.8%増の1億5855万7217円となりました。

一般会計の歳出は29億35万506円。住民福祉関係として、臨時福祉給付金の給付、各種健診、子育て支援事業、ごみ処理事業、宮浜児童館改修、学校備品購入、総合体育館修繕、道路維持、町営住宅管理など。産業関係では、水産資源保護事業及び放流事業、漁業系廃棄物対策事業、漁港整備事業、町有林の整備、しかべ間歇泉公園周辺整備事業、鹿部商工会運営補助など。防災関係では、滝ノ沢林道災害復旧工事、消防・防災用気象観測システムの更新を実施しました。

### 平成26年度各会計収支(歳入・歳出) 決算額

会計区分	一般会計	特別会計				水道事業会計	
		国民健康保険	介護保険(保険)	介護保険(サービス)	後期高齢者医療	収益的収入・支出	資本的収入・支出
歳入	30億1359万円	9億2863万円	3億2094万円	117万円	4715万円	収入 1億1356万円	収入 0円
歳出	29億335万円	10億7132万円	3億570万円	117万円	4678万円	支出 8528万円	支出 4205万円

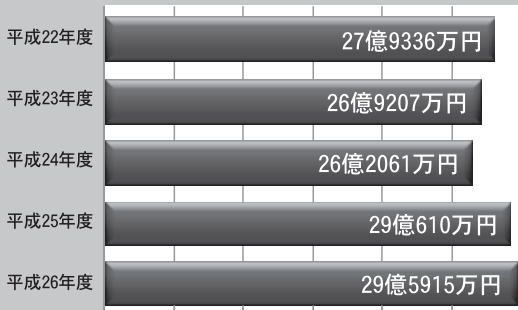
# 平成26年度

## 貯金（基金）残高の推移（一般会計）

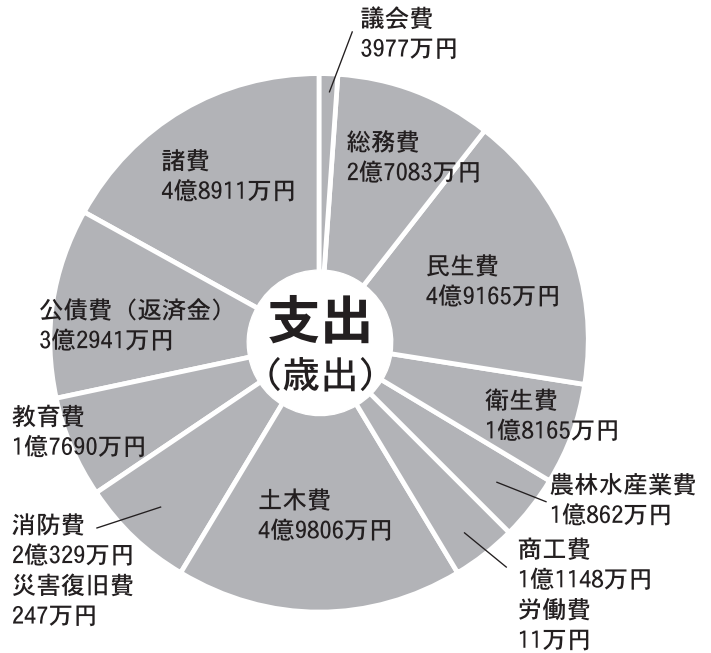


公共施設整備基金の減と地域福祉基金の増により、平成26年度は1373万円の減となっています。

## 借入金（町債）残高の推移（一般会計）



平成24年度までは、町債（借入金）が減っていましたが、ひまわり団地と一般廃棄物物理立処分場の建設により借り入れを行ったため、増となっています。



一般会計 支出（歳出）合計  
29億335万円

## 一般会計

町民1人当たりの決算額

**693,917円**

平成27年3月31日現在人口  
4,184人

### 総務費

税務、情報対策、地域活動など



64,730円

### 民生費

住民の福祉など



117,507円

### 衛生費

ごみ処理や病気予防のため



43,415円

### 商工費

商工業・観光振興など



26,644円

### 土木費

道路・公営住宅の整備など



119,039円

### 消防費

消防など



48,588円

### 教育費

学校・公民館の整備など



42,280円

### 公債費

借入金返済など



78,731円

### 諸費

職員の給与など



116,900円

### 農林水産業費他

農林水産業費、議会費、労働費、災害復旧費など



36,083円

# ～平成27年第3回定例会～

平成27年第3回定例会は、9月9日に招集され会期を4日間と決め、町長の行政報告のあと、2名の議員が一般質問を行いました。また、条例3件、補正予算4件、認定5件、報告2件、意見書案1件、その他議案3件の審議を行い、全て原案のとおり可決及び承認され会期を3日残して閉会しました。

## 主な内容

### ～歳出～

- ふるさと納税関連費用 15,951千円の追加
- 社会保障・税番号制度導入に係る整備経費
  - ・庁内ネットワークセキュリティ強化等に伴う機器整備等業務委託料 9,812千円の追加
  - ・中間サーバ共同設置に係る整備負担金 4,396千円の追加

### ～歳入～

- ふるさとしかべ応援寄附金 21,000千円の追加

## 条例

◆鹿部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年5月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる番号法といわれるものです。）が本年10月5日に施行されることに基づき、本条例の一部を改正するものです。

◆鹿部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

内容は、前項と同様に番号法の施行に基づき発行される通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を新たに規定することなどを定めることとなったため、本条例の一部を改正するものです。

◆鹿部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制

### 定について

内容は、番号法の施行に伴う関係条例の整備で、役所内での社会保障・税・災害対策等での個人番号の利用には、番号法において自治体で条例を整備しなければならない旨規定されていることから、町民の各種手続きの負担軽減や、行政事務の効率性、正確性の向上を図るため、本条例を整備するものです。

## 補正予算

◆平成27年度鹿部町一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ398万3千円を追加し、予算総額29億1079万5千円としました。

内容は、社会保障・税番号制度導入に係る中間サーバ設置に係る費用と、ふるさと納税の寄附件数増加に伴う関連費用の追加が主なものです。

◆平成27年度鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について

歳入歳出それぞれ1669万1千円を減額し、予算総額11億7542万6千円としました。

内容は後期高齢者支援金、介護納付金等拠出額の確定に基づく減額が主なものです。

◆平成27年度鹿部町介護保険事業特別会計補正予算について

保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ491万8千円を追加し、予算総額3億9370万8千円としました。

内容は、前年度国庫負担金等の介護給付費及び地域支援事業における償還金及び追加交付金等に係る追加です。

◆平成27年度鹿部町後期高齢者医療特別会計補正予算について

歳入歳出それぞれ26万3千円を追加し、予算総額を4676万9千円としました。

主な内容は、前年度決算剰余金の繰越です。

## その他

### ◆北海道市町村総合事務組合規約の変更について

内容は、本町が加入している当該組合から加入団体が解散脱退することと、新たな団体が加入することに伴う、組合を組織する地方公共団体等の変更について、地方自治法の規定により、組合組織団体の協議が必要になったものです。

### ◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

内容は、本町が加入している当該組合の規約の文言整理及び加入団体の解散脱退と、新たな団体が加入することに伴う、組合を組織する地方公共団体等の変更について、地方自治法の規定により組合組織団体の協議が必要になったものです。

### ◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

内容は、本町が加入している当該組合から加入団体

が解散脱退することと、新たな団体が加入することに伴う、組合を組織する地方公共団体等の変更について、地方自治法の規定により組合組織団体の協議が必要になったものです。

## 意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁等へ提出しました。

◆林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

### 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣



吉 英樹 議員

## 鹿部町防災行政無線放送施設の設置及び管理運営に関する条例について

■無償設置の線引きを交えることは、補助制度や有償で設置してきた事業所等に対し影響を及ぼしかねないため、拡大は難しい。

(答弁者)  
川 村 茂 町長

鹿部町防災行政無線放送施設の設置及び管理運営に関する条例の第3条に記載の屋内受信施設で、現在認められている無償での設置場所は、町の区域に住所を有する住民の世帯主の住家、公共施設等、その他町長が必要と認めた場所とあります。

現在の防災行政無線については、平成19年12月に更新された第2期にあたるデジタル式の防災行政無線であります。元々は昭和62年4月に第1期のアナログ式防災行政無線として開局しております。

ご質問の防災行政無線の設置及び管理に関する条例第3条に規定している「屋内受信施設」とは、各世帯等で設置されている「戸別受信機」を指しているものですが、この「戸別受信機」は、ご質問にあるように、

町として無償で設置できる場所が定められております。防災行政無線の設置目的は、災害その他緊急時に於ける通報及び広報活動を円滑化し、住民福祉の増進と災害の防止を図るためというものであり、開局から28年以上経過をし、防災・行政の両面において、今や本町になくはならない設備でございます。

さて、ご質問にある「戸別受信機の無償設置の拡大」に係る私の見解でございますが、まず、昭和62年の開局及び平成19年の更新の両方において無線整備の財源に当時の防衛施設庁所管の国庫補助金を充てており、これにより、戸別受信機の設置においては、補助基準に基づき設置条例に規定する部分のみを無償としたこと。また、このことにより、昭和62年の開局時から漁家における倉庫等への有償による増設の需要も多くあったこと。更に、ご質問に「町内に本店登記をしている法人の事務所や店舗、事業所等」とございますが、漁家自体もひとつの

法人と言えますし、漁家倉庫も会社で言えば事務所や店舗のようなものと言えます。その他、既に複数の会社や事業所で有償設置している例もあり、今、無償設置の線引きを変えることは、補助制度や今まで有償で設置してきた漁家や事業所等に対し影響を及ぼすことになりかねません。

以上の理由により、私は無償での設置の拡大は難しいものと判断をいたします。どうか、ご理解をいただけますようお願い申し上げます。吉議員の質問に対する答弁といたします。



■再質問、再々質問の要約。

(質問者)

吉 英 樹 議員

法人というのは、法律で自然人と同じような権利義務を認めるために生み出された言葉だと思います。

町内に本店を登記している法人は、実際に納税されており、個人と同じく町から恩恵を受ける権利は持っていると思います。

最近、ふるさと納税をしている方には半返しということで物を送っていると思いますが、これ以上に鹿部町に納税されている方に対しても同じような恩恵を与えても良いと思います。

この防災行政無線の一番重要な目的が、駒ヶ岳噴火の際の通報や避難の指示だと思えます。

鹿部町内に事業所を構える法人の中には、住居は町外でも日中はその事業所等に常駐されている方というのは沢山おられると思います。

このような方々に災害の危険を知らせ、避難指示を

するためにも必要不可欠なものだと思っております。

町長が答弁でおっしゃっていた漁家漁師の方で倉庫等に有償で設置されているのは、主に漁協からの情報が入った等の色々な情報を倉庫や作業場等にいる人達が、情報が分からないと困るため有償設置していると一部の漁業者からは聞いております。

法人も同じように災害は関係なく襲ってきます。

又、法人だけでなく、別荘の方も固定資産税は払っており、そういう方が鹿部に来ているときに駒ヶ岳が噴火し、その危険を知る由も無く何かあったらそれは町の責任になると思います。

ですから法人だけではなく、別荘も加えたいのです。今までの条例に従い、有償で無線機を設置した方々には申し訳ないと思えます。

が、町内全ての個人法人問わず無線機の無償での貸与を行うべきだと思います。

これは人命に関わることで、町独自の予算をもってしてもぜひ実行して頂きたいと思えます。

渡島管内や胆振管内の市町村の条例を調べてみたところ、町長がおっしゃったように鹿部町は昭和62年、旧砂原町平成4年、森町平成9年七飯町も平成9年で内容は鹿部町を参考にして条例制定したように思えます。

ところが、有珠山を抱える虻田町は、平成14年に管理規程を制定しており、貸与の条件では、町内に居住する住民、虻田町内で営業する者で住宅から独立している事業所等の代表者となっております。

壮瞥町は、平成25年に制定しており、壮瞥町に居住し、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されているもので構成された世帯の世帯主、町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人となっております。

有珠山の噴火を何度も経験しているだけに意識が違ふようで、法人及び個人、事業所や個人で自宅と店を持つている人でも両方に付けてくれる等、手厚い対応をしています。

国の補助金だけではなく、

町単独の予算を持ってしてもそれ程数は多くないと思うので、今まで有償で付けた方々には申し訳ないですが、条例改正をしたというところで、我慢していただき、駒ヶ岳の噴火や津波が起きた時の人命にお金は代えられないので、町単独の予算を使ってでも行うべきだと思えますが、お考え変わりますでしょうか。



■再答弁、再々答弁の要約。

川村 茂 町長

防災行政無線は、昭和62年から開局しており、当初防衛施設庁の補助を頂いて設置しております。

当時、防衛施設局では、外部の子局と言うスピーカーを町内に十数か所設置する予定でしたが、本町には駒ヶ岳があることから、負担は大きなものになるが町の施策で個別の受信機を設置しなければならぬというのを要望し認められました。

その際、一世帯に一個、個別受信機を設置するというのと、小中学校や公民館などの公共施設への設置も認められました。

又、漁家の有線放送の施設もかなり古くなっており、漁協でも施設の更新時期にきているということで、町の防災無線にのせてもらいたいという要望があり、そのことも含めて認められました。

ただし個人で2台目の設

置については認めないという事になっており、漁家の倉庫等についての設置は対象外となりました。

当時、鹿部町防災行政無線放送運営委員会を設置し、利用できる範囲や無償での設置範囲等を協議したものを更新後の現在も運用しています。

このことから、もう一台希望する方には有償で設置しており、今その線引きを変更すると、断ってきた方や有償で設置した方に不公平が生じるのではないかとということで現時点では変更できないと考えています。

当町は、個々の受信機の他に屋外や色々な部分をカバーするために、屋外拡声子局を28か所設置しています。

緊急の時は最大音で放送することになっており、他の自治体と少し違い、進んだ対応となっていると思います。

そういうことから、緊急時点の住民の皆さんにお知らせをする部分は個別受信機だけではなく、外部的な部分でも放送するというこ

とで、カバーできているはずで。

少し心配なのは国道278号の新道ができて、そちらへの放送の伝わり方を調査をしなければならぬと思っています。

ただし、これだけ災害が多く発生してきており、噴火も方々で起きていますからすると、議員が言われることも真剣に検討しなければならぬと思っております。



屋外拡声子局



朝井翔二 議員

核のごみ最終処分  
明会への参加につ  
て

■候補地を公募から国が選定する制度に改正する内容説明の会議に情報収集のため参加した  
(答弁者)  
川村 茂 町長

本年6月初旬に行われた、経済産業省資源エネルギー庁主催による、「原発からの高濃度放射性廃棄物最終処分についての説明会」には道内多くの自治体も参加を見送り、渡島地区からも参加を申し出たのは鹿部町を含めわずか3町に過ぎなかった旨、新聞で報じられていました。

本町がその説明会に参加予定をしていたという報道は事実であり、実際に参加されたのでしょうか。事実とするならなぜ参加を表明されたのかをご説明ください。

ご質問にある経済産業省資源エネルギー庁主催の説明会は、「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する自治体向け連絡会」という名称で、本年6月1日から2日にかけて札幌市内で開催されました。

この連絡会に本町として参加したのか、というご質問でございますが、本町からは、総務・防災課長を出席させております。

また、なぜ参加を表明したのか、というご質問でございますが、この件については、北海道新聞森支局から、電話で当該連絡会に参

加するのかとの問いがあり、担当課において、参加予定である旨、回答したところ、5月29日付けの北海道新聞朝刊に一連の記事が掲載され、参加予定市町村欄に本町の名前も載ったものでございます。

この件に関する一連の流れですが、5月22日、国において、最終処分の候補地を公募という形態から国が適正地を選定する制度に改正するという内容の基本方針を閣議決定しており、今回の連絡会は、この基本方針に基づき、全国の自治体のための会議であり、本町としても様々な情報を収集する必要があることから参加をしたものでございます。

以上、朝井議員の質問に対する答弁といたします。



## ■再質問、再々質問の要約。

(質問者)

朝井翔二 議員

候補地を公募するという形から国が選定する方針に閣議決定されたということですが、これは国の側としても各市町村の出入を伺うという意味があると思えます。

この町はどういう反応をするだろうと、そういう意味では出席というのは、ある種小さなチェックを入れるかもしれないと考えられる。アメリカットがあるのではないかと考えます。

何より問題なのは、この会議は非公開であったという事です。

今もって我々の耳には入ってきておらず新聞記事を見るまでは何も分かりませんでした。

恐らく町民の皆さんもこの会議に鹿部町が参加したことを知らない方がほとんどだと思えます。

こういうことは、町が知っていればよいという話で

はなく、多くの町民の関心と呼ぶ話、わが身に及ぶ大切な話として知りたい話題であろうと思えます。

どういった内容の話だったのかをまず説明頂きたい。例えば引き受けたらこんないいことがあるというような話を出されたのか、そのようなことも含めてお願いをいたします。

それから、国の説明に対する質疑が行われたのか、どんなやり取りがあったのか、お伺いしたいと思えます。

道は核のごみ受け入れ難いという条例を作っています。

ご承知のことだと思えます。すけれども、道は姿勢が割合はつきりしています。

それに向けて道の下に従う必要はないと思うのですが、その方針というのはある種引き継いでいくべきではないかと私は考えます。

出席されてどのような内容でどのように思われたか、これまでの思いと変わったのか、その辺の所をお伺いしたいと思えます。

万が一受け入れた場合、

あの核のごみを引き受けた鹿部町という言い方をされますと漁業の町として大変なことになることから、このことに関しては、極めて慎重に考えなければならぬと思えます。

核廃棄物施設誘致に反対する道北連絡協議会という民間の会がアンケートを取っています。

受入れ意志がありますかという質問が一つです。

これに対して、ありと答えたのはゼロだそうですね。

選定調査に協力するかという質問に対しては、はいが3市町村です。

いいえというのが15市町村、答えないというのが13市町村あったと聞いております。

鹿部町はこのアンケートに対してはどのような返事をなさったのか、お答えいただけます。

## ■再答弁、再々答弁の要約。

(答弁者)

川村 茂 町長

密室会議ということで、一部の世論から反発を招いているということも承知しているところでは、

この件については、あくまでも情報収集ということでもそれ以外の施設を誘致することまでは考えておりませんし又、そのような話が来ても、断固反対するという立場です。

内容や、質疑のやり取りは、総務・防災課長が出席しておりますので後ほど話をさせていただきます。ただし、先ほども申し上げましたように、この件については今どういう流れになっているのか、ということを知ることに、国から鹿部町に打診が来た場合、断るための判断をする材料にもなるだろうということでも出席しており、鹿部町に誘致するようなことは全くございませぬのでその辺はご承知頂きたいと思えます。





■再答弁、再々答弁の要約。

(答弁者)  
大村 総務・防災課長

会議で説明された内容については、既に関係機関のホームページ等で公表されているものと変わりありませんが、原子力発電所を稼働するうえで発生する廃棄物は、現在、青森県の六ヶ所村にある日本原燃株式会社で保存しています。

ただ、いずれこれも一杯になってしまふため、最終的に処分する処分場が必要だということで、国は2000年に廃棄物の最終処分に関する法律を制定し、この処分場を受け入れる自治体を公募したところ、高知県のある町が手を挙げました。

しかし、そこで住民等から受入に対する反対意見等があり、最終的には手を下ろし、そのままとなっております。

原子力発電所の廃棄物の問題は、国として早急に解決していかなければならぬものであり、本年5月末

に最終処分法に基づく基本方針の改正を閣議決定して、国が適正地を選定したうえで、関係自治体に申し入れを行う形になった旨の説明がありました。

処分の方式は、地下300m以深に処分場を造り、廃棄物が漏れないようなガラス個体化という処理をし、地下の岩盤に埋めていくという旨の説明がありました。

もともと、これが密室会議だという部分については、最初に国から通知が届いた際には、そういう情報はわかりませんが、行ってから密室会議だということとを理解しました。

会議は、1日から2日にかけて、時間を分けて3回開催されております。

全体でどれだけの市町村が参加したのかは、参加者名簿もありませんので把握していません。

本町が参加した会議は、17の市町村が出席していましたが、市町村名は分かりません。

質問があったかというところで、質問は受け付けましたが、どこの市町村か

らも質問は無く終了しています。

ホームページ等であまり触れていない部分では、国が候補地を選定する条件として、活断層がある地域及び活火山があり、過去に大きな噴火を繰り返しているような地域、そういう地域は、選定地にはならないだろうという発言はありました。

アンケートについては、確かに今おっしゃられた団体から届いておりますが、本町においては、そのアンケートについては回答いたしておりません。

民生文教常任委員会  
所管事務調査

◆民生文教構成委員

- 委員長 盛田 鐵次
- 副委員長 朝井 翔二
- 委員 浦 梅吉
- 委員 中川 一
- 委員 野田 重毅

◆調査事項

一般廃棄物最終処分場の稼働状況について

◇調査年月日

平成27年8月12日

◇調査方法

担当課より提出された関係資料に基づき説明を受け、現地調査を実施した。

◇調査結果

当該施設は、平成24年度から工事を着手し、平成26年3月26日に2基目が完成したが、1基目の施設に余裕があったため、埋立完了後の本年5月から供用開始した。

埋立構造及び方式については、準好気性サンドイッチ方式で、ごみを一定量埋め50cm程度覆土し、その工程を繰り返し行い、排水管と埋立地内に設けたガス抜き管を通して空気を入れ、

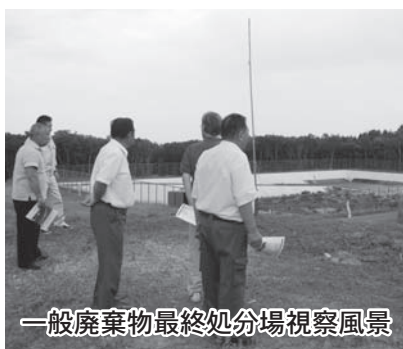
ごみを分解させる仕組みとなっている。

処理能力は10,896m<sup>3</sup>で、埋め立て期間は15年間の計画である。

総事業費は4億2,546万円で、国からの交付金の総額は1億1,257万7千円である。

現在の稼働状況は、7月末で56m<sup>3</sup>の埋め立て量である。

1基目の施設は、10年間の計画が16年間使用できており、ごみの分別収集やリサイクルの徹底によるごみの減量化ができた結果であり、引き続き施設の延命化を図るべく、ごみの減量化を徹底するのは勿論のこと、町民にも協力していただくよう広報等により周知することを望むものである。



一般廃棄物最終処分場視察風景

# 委員会の活動

## 総務経済常任委員会 所管事務調査

### ◇総務経済構成委員

- 委員長 佐藤 頼幸
- 副委員長 川村 裕司
- 委員 船橋 敦子
- 委員 吉 英樹
- 委員 竹ヶ原公勝

### ◇調査事項

河川の環境整備について

### ◇調査年月日

平成27年8月21日

### ◇調査方法

担当課より提出された関係資料に基づき説明を受け、現地調査を実施した。

### ◇調査結果

当町の海岸に注いでいる河川及び海岸付近で他の河川に合流している河川は、北海道が河川法に基づき管理する2級河川、鹿部町が河川法に基づき2級河川に準じて管理する準用河川、鹿部町が条例（鹿部町普通河川管理条例）に基づき管理する普通河川の3種類に区分される。

2級河川は折戸川とその支流の折戸沢川、準用河川は鹿部川（準用河川区間は1.3km）、その他に普通



河川が13本となっている。維持・管理状況は、平成26年度に鹿部川の東光寺橋上流側450mについて草刈、8月の台風11号の強風で倒れた木の伐採を実施している。

平成27年度には鹿部川の東光寺橋下流側530mについて草刈、倒木のおそれや周囲に悪影響を及ぼしている樹木の伐採・剪定を実施し、本別川については、川の中と護岸上部で雑草の繁茂が目立つ箇所を草刈を実施している。

今回重点的に調査した本別川及び鹿部川については、安全性や景観に配慮した整備を引き続き実施するとともに、鹿部川は町内外の方々の憩いの場として、観光振興にもつながる整備計画を望むものである。

## 観光開発特別委員会

### ◇平成27年第2回観光開発特別委員会

- 開催月日 平成27年10月5日
- 内容

①しかべ間歇泉公園周辺整備に係る施設の名称及び開業日について

名称及び開業日について報告を受け、協議を行いました。

②道の駅しかべ間歇泉公園（仮称）の設置及び管理に関する条例の制定について

新たな条例の内容について、開業時間や休業日、入園料、施設の使用料等に関して説明を受け、質疑を行いました。

③道の駅しかべ間歇泉公園（仮称）の管理運営について

新幹線開業に向けた短期の計画として、多機能物産館棟、体験研修棟、温泉広場等の管理、運営体制についての説明と共に運営全体の協議を行う協議会の立ち上げについて、物産館の運



営及び道の駅開業に係る経費について説明を受け、協議を行いました。

④しかべ間歇泉公園周辺整備工事に係る設計の一部変更について

周辺整備工事に係る設計の一部変更について説明を受けました。

今後も継続して特別委員会を開催し、鹿部町の魅力アップをより一層図るため、協議を重ねて参ります。

# 研修会報告

## 議員研修会

去る10月13日に平成27年度渡島管内市町議会議員研修会が北斗市で開催され、議員7名が出席しました。

研修では、総務省地域力創造審議官の原田淳志氏が「地方創生と地域づくりについて」、時事通信社政治部長の阿部正人氏が「これからの政治の行方」と題して講演をいただき、管内の市町議会議員（函館市を除く）約100名が出席され、長時間にわたる講演にもかかわらず、2人の講演に耳を傾けていました。



# 平成27年第4回臨時会

平成27年第4回臨時会は、10月14日招集され、次の案件について審議されました。

## 補正予算

◆平成27年度鹿部町一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ238万5千円を追加し、予算総額29億3468万円としました。

内容は、道の駅しかべ間歇泉公園（仮称）開業における式典、旅行代理店等招へい事業、記念イベントに係る費用の追加が主なものです。

## その他

◆工事請負契約の締結の議決事項の変更について（しかべ間歇泉公園周辺整備工事（その2））

しかべ間歇泉公園の物産館棟において、渡島保健所の指導に基づき床材や壁面の仕様変更が生じたこと及び国土交通省における道の駅要件解釈の変更により24時間対応のトイレの便器数を増加する施工変更です。

◆工事請負契約の締結の議決事項の変更について

（しかべ間歇泉公園周辺整備工事（その3））

しかべ間歇泉公園の駐車場を含めた外構工事で、国土交通省との協議により、排水柵の接続箇所の変更など、施工方法の一部に変更が生じたことによるものです。

【以上3件原案どおり可決】



## 平成27年8月～平成27年10月 本会議及び各委員会等の出席状況

（○は出席、×は欠席、△は遅刻・早退、－は該当なし）

会 議	竹ヶ原公勝	浦梅吉	吉英樹	朝井翔二	盛田鐵次	野田重毅	川村裕司	船橋敦子	佐藤頼幸	中川一
民生文教常任委員会所管事務調査（8/12）	—	○	—	○	○	○	—	—	—	○
総務経済常任委員会所管事務調査（8/21）	○	—	○	—	—	○	○	○	○	—
議会運営委員会（9/4）	○	○	—	—	—	○	○	—	○	—
平成27年第3回定例会（9/9）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決算審査特別委員会（9/9）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成27年第2回観光開発特別委員会（10/5）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議会運営委員会（10/14）	○	○	—	—	—	○	○	—	○	—
平成27年第4回臨時会（10/14）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議会運営委員会（議会だより編集）（10/19）	×	○	—	—	—	—	○	—	○	—

# 議会の行事

## 8月

- 2日 北海道縦貫自動車道七飯～大沼間着工式 (議長)
- 12日 民生文教常任委員会所管事務調査 (関係委員)
- 14日 鹿部町成人式 (議長及び議員)
- 19日 議会広報研修会 (関係委員)
- 21日 総務経済常任委員会所管事務調査 (関係委員)
- 23日 陸上自衛隊函館駐屯地創立65周年記念行事 (議長)
- 24日 自民党移動政調会 (議長及び議員)
- 27日 第3回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会 (議長)
- 28日 渡島町村議会議長会臨時総会及び渡島・檜山町村議会議長連絡会議 (議長)
- 30日 北海道スカイスポーツフェアin鹿部 (議長及び議員)

## 9月

- 4日 第2回南渡島消防事務組合議会定例会 (関係議員)  
議会運営委員会 (関係委員)
- 9日 第3回定例会 (全議員)  
決算審査特別委員会 (全委員)
- 13日 しかべ幼稚園運動会 (議長及び議員)
- 18日 鹿部町敬老会 (議長及び議員)

- 25日 社会福祉法人渡島福祉会理事会 (議長及び関係議員)
- 26日 大漁祈願祭 (議長)
- 27日 衆議院議員前田一男政経セミナー (議長)

## 10月

- 1日 八雲町開町10年記念式典 (議長)
- 2日 元気もりもり運動会 (議長及び議員)
- 5日 平成27年第2回観光開発特別委員会 (委員及び議長)
- 13日 渡島管内市町議会議員研修会 (全議員)
- 14日 議会運営委員会 (全委員及び議長)  
第4回臨時会 (全議員)
- 19日 議会運営委員会 (全委員)
- 21日 南渡島消防事務組合視察 (関係議員)
- 22日 第2回渡島廃棄物処理広域連合議会定例会 (関係議員)
- 22～23日 第66回全国漁港漁場大会 (議長)
- 25日 北海道新幹線開業150日前セミナー (議長)
- 29日 しかべ間歇泉公園施設運営準備会議 (副議長)
- 30日 第1回鹿部町まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議 (関係議員)
- 31日 自由民主党北海道政経セミナー (議長)

# 議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、  
**12月上旬に**  
開催される予定です。

～傍聴手続きは簡単です～

傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入するだけです。

